

日本統治期台湾人の家族の旧慣

——宗法の家から多重構造的戸主の家へ——

曾 文 亮
楊 遠 寧
松 田 恵美子（訳）

一 始めに

二 清の統治時期の家制度

宗法の家

- (一) 宗族発展の手段としての家
- (二) 宗祧原理と家制度
- (三) 尊卑関係の権威的構造

三 日本統治期の台湾人の家族の旧慣

- 戸主の家への改変
- (一) 宗族と家族の分離
- (1) 宗族の地位の否定

(2) 宗祧と家族関係の調整

(二) 個人主義の原則の導入と家族の旧慣

- (1) 個人主義財産制度の導入と財産相続の二元化
- (2) 個人主義の尊卑関係に対する修正
成年・親権・後見概念の導入
- (三) 家族の旧慣と戸主の家

(1) 戸主権と尊長権

(2) 戸口・戸籍制度と家族の旧慣

四 結び

一 始めに

台湾は、一八九五年から一九四五年までの日本植民地支配の期間中に、近代法制度を導入し、台湾の法律近代化の新たな時代を開始した。しかし一方では地域や民族が異なるため、異なる規定を用いた。もう一方では、同じ民族に対してであっても、植民地の支配政策の転換により異なる規定が用いられ、そのため日本統治期の台湾法制は多元的な現象が現れている。¹⁾ 例えば台湾の場合²⁾、民商事項の規範は旧慣から徐々に日本法に向かったが、しかし家族法に関する部分（親族・相続）は、また終始旧慣原則を維持した。

ここで言う旧慣は、意味の上で日本法上の習慣（慣習）と全く同じではない。当時の習慣に対しての理解とは、成文法と非成文法の比較の下、習慣の法的効力についての問題を探究するものであった。基本的に法的効力があると認めるが、しかし法的効力の取得方式におそらく違いがある。成文法の直接採用に基づくか、または法院が法院の補充原則に基づくかで、異なっている。³⁾ 日本統治期の旧慣は、総督府の旧慣温存統治政策に基づき、その基本的意味は一八九五年五月八日

以前に生じた台湾の慣行を指した。つまり旧政權統治下の秩序である。もし旧慣調査会の理解に基づくなら、その範囲は民間慣行に限らず、官の規定も含まれる。

旧慣政策は法律分野の実践において、立法と司法の二つの異なる分野に分けられる。一方では、総督府は旧慣立法を植民地統治政策の一環と見たため、まず旧慣調査を通して台湾人の旧慣を把握し、この基礎の上で、旧慣立法を試みた。もう一方で、総督府法院は台湾人の親族・相続事件を審理する時に、法律規定に基づいたとしても、旧慣を判断の基礎としなければならなかった。⁴⁾ 旧慣立法は植民地政策の転換により失敗したが、家族の旧慣は一九二二年勅令第四〇七号により、「習慣」に変わった。結果的に日本統治期の台湾人の家族法制は、総督府法院が事件の審理を通じて気づき、理解し、再解釈した家族の旧慣である。

旧慣を認識する過程の中で、家族生活中の人と土地の関係は、同時に総督府の戸口と土地政策に及び、その結果台湾人の家族の旧慣に関する検討は、同時に総督府の土地と戸口政策に及ぶことになる。特に家産と戸主の家族の関係において、総督府の土地と戸口制度は関係が非常に密接である。

本稿の目的は、日本統治期の台湾人の家族法の「習慣」か

ら「旧慣」への転換過程及び内容を探究することにある。討論すべきことは変化の過程であるので、ここでまず清の統治時期の台湾人家族の習慣の特徴を指摘する。⁵⁾そして日本統治期の台湾人の家族法制に対して旧慣内容が帰納するいくつかの特徴を一つ一つ紹介したい。

二 清の統治時期の家制度

宗法の家

清の統治時期の台湾人の家族制度はいくつかの特徴に帰納される。律例上は立嫡違法、父母在りて別籍異財するをえす、尊長の教令権などのわずかな規定があるにすぎない。これらの規定は儒家思想の家族秩序観を反映している。しかし現実社会の中では、時代の変化のため、また台湾社会の特殊性などの要素のため、やはりある程度修正を受けている。よって台湾人の家族制度に関しては、なお民間の習慣を参考にすべきである。

(一) 宗族発展の手段としての家

清の統治時期の台湾人の家族の旧慣の特徴は、まず宗族の発展と家制度の関係を指摘しなければならない。滋賀秀三氏の研究の中では伝統中国法中の家族法と宗の密接な関係を意識しており、またこれによって中国家族法の原理に対する考察を展開している。⁶⁾滋賀氏が正確に指摘する宗の家制度に対する影響は、これによって家産分別と諸子均分相続等の問題を検討したことにある。しかし滋賀氏の家族法に対する理解は、やはり近代所有権と日本の家族法概念の影響を受けているようであるので、さらに未分割の家産（公業）⁷⁾とこれに基づいて発展した宗族と家制度との間の関係を分析することはしていない。この部分については、鄭振滿氏の福建家族制度史の研究がさらなる議論を提供する。つまり清の統治時期の諸子均分の原則は、思想上は宋の明理学家に源を發し、明清時期に民間に徐々に影響することになった。⁷⁾

このような新しい宗祧祭祀と家産分割の観念は、一八世紀以後大量の福建・広東の移民が台湾へ移住するにしたがつて台湾に入り、これ以後二〇〇年の間に徐々に発展し漢人社会

になった。⁽⁸⁾ よって一八九五年に日本が台湾を取得した時、この漢人家族の生活形態は台湾社会の中の主要モデルとなっていた。⁽⁹⁾ 総督府の理解する本島人の旧慣は、つまりこの漢人の習慣なのである。

家は宗族の一つの分派であり、その確保は家族が生存することになるのだから、宗族の継続の最良の証拠となる。よって家族の生存と宗の継続は、一体の両面である。宗族発展の観点からみると、家と宗の関係は、ほぼ以下の通りである。

最初の一家の主は、同時にまた宗の出発点である。もし家が分割され、解消する際には、一つ上の世代の家は消え、同時に一つ下の世代の家が成立し、このような家の解消と成立を通じて、宗の継続が確認される。清の統治時期の台湾人の家と宗の関係は、このような循環と永続である。もし宗統継承の法則を強調するならば、それは即ち宗族制度であり、もし客観的に観察できる現実に存在する家の組織の法制を言うなら、それは即ち家族制度である。⁽¹⁰⁾

清の統治時期の律典の中には、戸婚田土錢債事項に対する規定が少なく、官はこのような紛争に対して、民間で調停を行わせる傾向があった。⁽¹¹⁾ それにも関わらず、律典の中では家族内部の秩序および宗統継承に対しては、十分重視しており、

服制図が律例の規定の前に置かれることで、その根本的な地位を明確に示している。律例中の各種の処罰規定も、皆加害者と被害者の尊卑関係を考慮に入れる。⁽¹²⁾ 言い換えれば、宗法秩序原理は清の統治時期に家族制度の中心であった。

(二) 宗統原理と家制度

宗の觀念の清の統治時期の台湾人の家制度に対する影響は、婚姻や養子と分家などの制度に反映された。宗の継続は、まず男女が夫婦とならねばならず、よって伝統中国法上特に婚姻制度を重視した。いわゆる婚姻は両家をつまぐ結びつけることを言う、である。婚姻は宗を継いでゆく重要な役割があるので、よって宗を乱さぬために、同宗の結婚は禁じられている。台湾の社会では同宗は同姓と理解されたので、同姓不婚の慣習が形成された。⁽¹³⁾ また宗を継ぐ具体的成果は、男子を生むということに反映され、このためもし妻が子を生まず、或いは男子を生まないなら、離婚されるかもしれない。この外官の律例では一定の条件の下で、妾を娶ることを認めている。⁽¹⁴⁾ 妾を娶る外、また同宗兄弟の子を養子として宗統継承もできるが、それを過房といふ。⁽¹⁵⁾

家制度の目的は宗族の継承にあり、よって家族の中で新しい世代の宗族の構成員を生むことができない場合、宗祧断絶をいかに避けるかは重要な問題となり、この情況の発生を避けるために生まれた家族制度は、前述の妻の離婚や、妾を娶る以外に、二つの特別な制度があった。招夫¹⁵と立嗣¹⁷である。

招夫は家のむすめに夫を招くという意味である。招夫は制度上は二つの意味がある。一つは家中の労働力になることであり、その二は子を生む機能を担うことである。民間社会の中で招夫の時にどちらを強調するかは、招夫契約の約束より判断する。

立嗣は継承者を立てるの意で、死後の宗祧の断絶を解決するために発展してきた最も特徴のある制度である。立嗣人が生前に立嗣したとしても、多くの情況では当事者の逝去の後、妻が宗親と立嗣することもある。立嗣は同時に家産の分配問題に及ぶので、よって律例上立嗣に対して規定を定めている。しかし律例中の国家法規は結局知識階級の規則であり、台湾社会について言えば、大多数が教養・礼節を身につけていない人であったため、社会条件に適應するために、台湾の習慣と伝統中国法の原理が異なることもあった。例えば嗣子の資格は、律例規定は同宗昭穆相当に限るとするが、しかし台湾

では同姓の宗親の人があったとしても、異姓の人を養子にする場合もあった¹⁸。

宗祧資格があるかどうかは、同時にまた家産分配に参与する資格があるかどうかを意味する。家産は宗祧継続を確保する経済上の保障になるので、よって宗祧資格のある男性子孫が家産を継承することになる。清の統治時期の台湾人の家族制度の中、一家の長は家長であり、宗祧資格を継ぐ男性子孫は房という。各々の房は家産分割の後に各々独立の家となる¹⁹。

このため家産を分割したとなれば、家長の宗祧責任がすでに完成したことを意味し、もともと家の下にあった房は家産を分割して取得した経済的基礎の上に立つと、各々が宗祧祭祀の責任を継承して、新しい世代の家になる。一つ上の世代の家の解消は、一つ下の世代の家の成立をいうことなので、その代表する意味は、家産の伝承だけではなく、さらに宗祧が継続することにある。

(二) 尊卑関係の権威的構造

家制度は宗祧の継続を担う単位となり、その最も重要な任務は、自身の確実な生存を確保することにある。そのためい

かに家の中の構成員を団結一致させ、家族の力を最大に發揮させるかが、重要な課題となる。律例中の同居共財もまた、このような家族の団結の象徴である。清の統治時期の官の地方統治は、まだ直接社会に深く入っておらず、地方の中間団体を通じていた。そのうちの一つが即ち宗族／家族であった。官の律例の中で強調される人倫秩序は、一部の司法権を宗族中の尊長等に与えるやり方を通じて、家族内部にも尊長卑幼の儒家の倫理秩序を確立した。

このような儒家の人倫秩序観の下の家族秩序は、尊長卑幼が反映される尊卑（親子）・長幼（兄弟）秩序以外に、夫婦関係を加え、いずれもいわゆる五倫秩序に属するのである。換言すれば、家族秩序の原則即ち五倫関係であり、具体的な家族内部に反映され、家長が一家の代表であることを含め、内部では尊長を長とする。そして尊卑関係の面では、尊長の教令権に反映される。⁽²⁰⁾これ以外に卑幼の身体や人身売買および婚姻同意などについて、いずれも尊長と卑幼の間の秩序関係を反映している。⁽²¹⁾

律例の中にも父母・祖父母が健在の時は別籍異財してはならないと定めているので、よって漢人の家の規模は大きいことも小さいこともある。この外、家産分割する際に、一部の

財産を保留して分割せず、宗族を形成する可能性がある。⁽²²⁾この家族を超える団体の成立は、未分割家産を基礎として、構成員の面では宗祧資格をもつ男子に限るので、そのため宗の団体であると言えるのである。この宗の団体は、財産と構成員の面では宗と密接な関係があるが、しかし現実生活の中では、宗族と家は依然として個別独立の団体である。

宗族と家族は異なる団体であり、それぞれの権威体系を持つ。しかし家の中の男性尊長死去の後、滋賀秀三氏の言う複合式家族になる。その上男性子孫がまだ幼く、或いは男性子孫がない時に、女性尊長を長とする家族は、宗族の権威に直面したときに、律例上は明文がないが、現実の中でおそらく宗族の影響に直面したであろう。⁽²³⁾

三 日本統治期の台湾人の家族の旧慣

戸主の家への改変

一八九五年に日本が台湾の主権を得た後、数年で内地と異なる総督体制を確立した。短い期間の混乱を経た後、一八九八年に日本民法の施行に合わせて、律令第八号を定めて台湾で日本民法を実施する根拠とした。しかし土地関係と台湾人

と清国人の間のみ及び民商事事項に対しては、例外として旧慣で処理した。この国家の成文法上の規定は、総督府法院が旧慣によって台湾人の家族の事柄を審理する根拠となった。この要求に基づいて、総督府の法院は一九〇〇年に、有志の慣習研究会を設立し、口述インタビュー方式で、台湾の民商事の旧慣に対する調査を展開した。一方で、律令第八号の民商事は旧慣によることは、新任の総督府の児玉/後藤体制の旧慣統治政策の一環でもあり、その目的は台湾で旧慣立法を実施することであった。一九〇一年に総督府は臨時台湾旧慣調査会を設立し、台湾の旧慣を研究しそして旧慣立法を執行する機構とした。

その結果、一九〇〇年より、総督府はこの司法と立法の理論と実務に務める必要の前提の下で、台湾人の家族の旧慣を発見検討する作業を展開することになった。しかし総督府法院について言えば、その旧慣を調査する目的は、運用において台湾人の家族の旧慣を個別事件の裁判の根拠とすることにあった。そのため旧慣調査の重点は、裁判の根拠となる点がかなり強調された。そして旧慣調査会について言えば、その目的は旧慣立法にあり、よって調査はさらに広範に向かい、同時にまた各国の学説に注意を払うことになった。

両者の重点は異なるが、旧慣調査会或いは総督府法院いずれも、その最も主要な参照点はやはり日本の明治の家族法に帰すことであった。よって日本統治期の台湾人の家族の旧慣は、このような近代ヨーロッパ大陸法と明治の家族法という二重の影響の下で、徐々に総督府法院と旧慣調査会に発見/改変されるところとなった。

(一) 宗族と家族の分離

日本統治期の台湾人の家族の旧慣は、清の統治時期と明らかに違いがある。即ち宗族と家の分離である。この宗族と家族関係の分離は、少なくとも二つの面に反映される。一つは、宗族の法的地位の否定、二つ目は宗族と家族関係の調整である。

(1) 宗族の地位の否定

清の統治時期の宗族が官の地方を統治する協力団体となり、族長が一定の政治と司法権力をもったのは異なり、日本統治期の国家法の上では、総督府法院制度と地方行政制度の設立にとまない、国家は地方団体の協力を仰ぐことはなかった

ので、その結果宗族団体はその公法上の作用を喪失した。一方、私法面では、家族の旧慣を認めるとしても、旧慣調査会或いは総督府法院を問わず、いずれも明治民法中の家族制度をやはり台湾の家族の旧慣の枠組みとした。そこで親族・家制・婚姻・親子関係・相続関係等が、台湾人の家族の旧慣の中心的内容となり、家制を超えた宗族の問題に至っては、近代の家族法制と相对应する関係がなくなってしまった。

宗族団体の地位が否定されたことは、おそらく宗族財産が近代法の下での主体として明確でないことも関係したのである。台湾人の慣習の中では、分家の時におそらく一部の財産を分割できないものとして独立させ、公業財産とすることになろう。この公業財産はつまり宗族発展の基礎となる。しかし日本統治期の土地調査事業で、権利概念の影響を受けるに至り、財産はその主体を確定せねばならなくなった。家産の権利主体は家長個人となり問題はなかったが、宗族財産は宗族の段階が異なればその組織的な複雑さ・簡略さに違いが生じるので、統一的認定は難しくなる。組織が整っている宗族については、その祭祀団体的性格がかなり強いので、結果として寺廟を祀る団体となってしまう。家産分割の中の保留部分²⁴を公業として間も無いものは、明らかに組織が主体となり

うるのか或いは個人が主体となりうるのかはつきりしない。そのうえ近代法上は死者が権利主体となることは認められなため、その結果特殊な不動産と評価されることになる。旧慣調査会の第三回報告書の中では、ドイツの固有法上の慣習学説を引用して、その法的性質を合手共有の財産と定めた。

旧慣調査会は立法の準備のため外国の学説を参考にできるとした。しかし総督府法院について言えば、このような学理は実務上経済の流通を難しくするという欠点があるので、判決上では旧慣調査会とは異なる財団という観点を採って処理した。つまり、まだ整った団体としての宗族財産になっていないものに対して、旧慣調査会と法院は考え方は異なるのであるが、いずれもその法律主体が特殊であることでは一致している。家産の分属とはまた別の法的な課題となった。これは一九一〇年代の旧慣立法事業の中で、祭祀公業令草案が親族・相続法案と別に制定されていることから窺い知ることができるといえる。このみならず、旧慣調査会と総督府法院はいずれも祭祀公業が経済上流通が難しいだけでなく、紛争になりやすいという点でも一致していた。そのため法案中の原則の一つは、祭祀公業の設立を困難なものとしたのである。²⁴換言すれば、国家法上は宗族については否定する立場を貫徹し

たのである。この立法作業は植民地政策が変更されたため成
功はしなかった。しかし一九二三年の民商法の内地延長法令
の中で、直接祭祀公業を新設することを禁止した。²⁵⁾ その影響
で、台湾人の祭祀公業の数が日本統治期の後期は明らかに下
降へと向かった。

(2) 宗祧と家族関係の調整

宗族制度の否定にともない、宗法原理の家族制度に対する
影響も修正に瀕した。例えば前述の招夫と立嗣の問題である。
近代家族法に基づけば、この二つの制度の一方は婚姻関係に
属し、一方は養子関係に属す。そのうち招夫と贅夫の問題は、
一般の婚姻との違いは夫婦の性別において法的地位を交換し
ていることにあり、そのうえ日本の民法にも同じような制度
があるので、その法律上の問題は小さい。しかし立嗣につい
て言えば、台湾人の慣習の中の立嗣は、宗法上の秩序に及ぶ
もので、同宗昭穆相当を強調する。ところがこれは宗法秩序
の立嗣に基づいているのだが、日本統治期の養子関係の下で、
宗法秩序を強調しない台湾の民間の、過房（同姓の子を養つ）
或いは螟蛉（異姓の子を養つ）を養子関係と同じものとして
しまったため、家族法上は同じ効力をもつものとなったので

ある。

養子関係から立嗣を理解すると、法理上最大の問題は男子
の死後の立嗣にある。日本統治期の法院は死後養子と称した。
法院は旧慣に基づいて死後養子の効力を認めただが、しかしこ
の制度は遺産相続の効果に影響を与えるかもしれないので、
制度上しばしば修正された。一九一一年の相続未定地は被相
続人の死後六カ月以内に遺産相続の登記を終えることを要求
した。一九二二年の旧慣立法草案の中でも死後養子の期限を
死後六カ月以内と修正している。しかしこの草案はついに効
力を生じなかった。一九三〇年代後期の戦争の時期に至ると、
総督府法院はついに選定追立相続人の概念を用いることにし
死後養子に替えた。あわせて追立相続人の選定を被相続人の
死亡の前にこれをなさねばならないとしたので、相続発生の
後にこれをなすことはできないことになった。²⁶⁾ 立嗣から死後
養子に至るまでの過程から、宗法秩序がいかに家族の旧慣の
外に排除されたのかを知ることができる。

(二) 個人主義の原則の導入と家族の旧慣

宗法秩序は慣習であると認めるかどうかの主たる問題は、

宗法秩序と近代法中の個人主義原則との衝突にある。衝突が明らかになればなるほど、ますます法解釈の方式で解決するのは難しくなる。つまりおそらくよりいつそう早く家族の旧慣の外に排除されるであろう。例えば財産の権利主体が関わることになる個人主体と成年という問題がその例である。

(1) 個人主義財産制度の導入と財産相続の二元化

清の統治時期の台湾人の家族の慣習の中に所謂家産がある。家産の中では田宅土地が最も主要である。但し田宅土地等の家産は誰の所有に帰するのであろうか。家産は家族生活を維持する経済的基礎であるので、強調されるのは同居共食である。よって家産の帰属については、近代法中で財産の権利の主体を明確に区分するのとは異なる。家が解消するに到った時のみ、各種の財産は均等に配られたのであり、諸子は籤で取得する財産の内容を決定した。よって清の統治時期の台湾人の家産の慣習は、法律史研究の観点から、誰が家産所有権の主体となることができるのか、家父長であるのか、家族の共同所有であるのかを検討できるとしても、本稿について言えば、重要であるのはどのように言えば理論上良いのかということではない。歴史の下では総督府がいかにこの問題を見たのか、

そして総督府の官僚の観点が、実質的影響力をもつ法制度となったのかどうかということなのである。⁽²⁸⁾

このような観点から出発すると、旧慣調査会は最終的に家父長個人の所有という見方を取っている。旧慣調査会のこの見解は、総督府法院の見解でもあった。⁽²⁹⁾ このような見方は少しも意外ではない。日本の明治維新以降、近代ヨーロッパ大陸法を継受する過程の中で、個人を主体とする権利体系は民法の核心であったからである。総督府は家産の理解を家父長個人の財産とし、そのため家産分割の解釈を家父長個人の財産の相続とした。しかしこのような意味を変えた解釈は法理上食い違いが生ずることは免れない。例えば家産分割は家父長の生前になされることもあるであろうが、相続の観点からすれば、このような生前の分割は生前相続と解釈される。もう一つの問題は家産相続中の相続人の資格である。旧慣立法或いは法院の判決を問わず、いずれも旧慣に照らして男性の子孫のみが相続権をもつとする。⁽³⁰⁾ この旧慣の承認は、固より家産慣習中の宗法原則が承認されたと考えることができるが、しかし別の面では、性による差別が当時はやはり当然のものと考えられていたとも言える。⁽³¹⁾

家産の相続以外に、旧慣調査会は調査報告の中でももう一

つの私的財産の相続を挙げている。即ち家族の死亡で生ずる財産の相続である。家長でないものをもつ財産は、その財産は家産に属さないもので、よって家産の相続の旧慣を適用しなくともよい。家族が死亡し遺産の相続が生じた時には、日本の民法上の遺産相続の法理に照らして、相続人を決定する。結果として台湾人の家族の慣習の中では、家産と私的財産の相続という二重構造を形成した。両者は相続人の決定の上では、台湾人の伝統に基づく宗法原理と近代個人主義の法理（日本民法中の家族の遺産相続に基づくもの）に分けられることになる。

(2) 個人主義の尊卑関係に対する修正

成年・親権・後見概念の導入

総督府が台湾人の家族の慣習中に導入した個人主義の原則は、家産の戸主所有に反映される外、また家族の権威構造の調整の上にも反映された。その中で最も明らかな例は、成丁概念を成年と解釈し、成丁となる人に完全な法的主体の地位を付与したことである。台湾人の慣習の中では、尊卑の間の関係に時間的制限はない。慣習中に成丁の制度があるとはいえ、成丁となった後も、やはり尊長権に服さなければなら

い。しかし総督府法院は家産関係の事件を処理する中で、成年概念を導入して母親の親権の干与を離れることの法的基礎とした。³³⁾

同様に成年概念と関連するものとして、未成年者の後見の問題がある。成年概念が導入されるにしたがい、幼年者の監督・養育する権利に関わる問題が、早急に処理しなければならぬ問題となった。このような問題は家父長が健在の時には、問題とはならない。しかし家父長が死亡した後、この時には宗親の尊長がおそらく幼年者の母親と幼年者の養育のため後見権を争うことになる。清の統治時期の淡新檔案の例から明らかなように、官はおそらく寡婦に代わり分家したとしても、分家の後はなお婦人と子供を保護する心情に基づいて家産の管理権を宗親に与え、寡婦には月ごとに分配金を受け取らせるだけとしている。³⁴⁾ つまり、保護の心情に基づくところから、寡婦の地位は安定しないことになる。しかし日本統治期には、寡婦は幼児の後見と財産管理権の上に立つことになった。なぜなら法院が親権概念を導入して、寡婦が母親の身分で幼児の後見と財産管理権を行使することを確実に保証したからである。³⁵⁾ 宗親の卑幼に対する尊長権は、日本統治期の台湾人の家族の旧慣の中では、寡婦の親権を補充する

後見権でしかなかった。

一方、婚姻・養子等の身分行為の面では、初期は依然として尊長の権威的作用を認めていた。しかし一九二〇年前後になると、総督府法院もまた徐々に婚姻は双方当事者の自由意思により成立し、婚姻当事者は新婚の夫婦であつて、双方の尊長ではないということ³⁶⁾を認めた。

(三) 家族の旧慣と戸主の家

(一) 戸主権と尊長権

前述の個人主義の導入過程の中で、家産の主体・成年或いは親権制度を問わず、どれもみな戸主権の強調が見られる。このような個人主義と戸主権の關係は、容易に日本の明治の家族法を連想させる。そして戸主権の問題は、さらにその中で最も際立つ部分である。

旧慣調査会の報告に基づけば、台湾人の家族の慣習の中では、同時に家長権と尊長権という二つの概念が存在する。しかし家族生活の中では、原則上は家長は最尊長である。ところが現実生活の中の例外的状況の下では、往々にして家長或いは最尊長がすでに死亡している状況が生じる。滋賀秀三氏

の言い方を用いれば、家長型の家が複合型の家へと変化したということになる。このような家長が死亡した後の家の権威構造は、やはりおそらく様々な異なる形態があろう。鄭振滿の福建の家族に関する研究が参考になる。宗族の角度からみると、家の不完全性は宗族の構成に対して最大の危機を招くものであり、家産の流失の可能性がある。

大清律例の中の寡婦の立継に関する規定は同宗の人を要求する。即ち宗族保護の意味がその中にある。しかしもつとに分家した後に家長が死亡し男子で相続できる者がいない時は、寡婦は宗族との間の關係をどのように処理するのか。総督府法院の台湾人に対する旧慣の問答の中で、宗族の立場にある長は、この時寡婦の立継はやはり宗親の同意を取らねばならないと考えていることがわかる。しかし法院は戸主制度の立場から、寡婦がもし戸主であるのなら、相続人選びに対して完全な決定権をもつと考えている。この戸主権が宗族の尊長に優先するとの判決は、家の範圍は即ち戸口登記上の戸であることを確定し、あわせて宗親が家族の事務に対して干渉することを排除した。³⁷⁾

家制度と戸主権を認める状況の下で、台湾人の家族の旧慣は明治の家族法と同様に、二重構造をもっている。一つには

個人主体の原則の下にある親子と婚姻制度を徐々に導入し、もう一面では家制度の法的地位を認めて、戸主と家族の間の関係というものを与えた。しかし台湾人の家制度の存在の前提は、慣習上これまでに存在してきた制度である。そのため総督府が一九一〇年代の旧慣立法の時期に戸主概念を導入して家長概念に取って代えようとしても、この戸主制度と明治家族法の中の戸主は、資格や権利はもちろん相続の上でも、いずれも明らかに異なっていたのである。³⁸⁾

(2) 戸口・戸籍制度と家族の旧慣

清の統治時期の台湾の家族の生活は、ほとんど官と関係はなかった。人民が紛争によつて官に訴訟を持ち込んだ時にのみ、官は地方の長を通じて当事者の身分関係を調査することを始めた。明治の家族法はこれと正反対であり、国家は民事上の家族関係の効力を、行政登記に委ねていた。よつて日本の家族の内部の身分関係は、戸籍登記で定まった。その結果台湾人の旧慣として存在する家制度を認めたとしても、このような台湾人の家制度と明治の家族法上の家制度はやはり異なる所があるのは明らかであった。

このような違いはほとんどまた二つの旧慣調査の間に反映

されている。人民の訴訟から始まる総督府法院の旧慣の問答では、戸籍或いは戸口の登記という方面の問答資料はほとんどない。しかし旧慣立法を目的とする旧慣調査会では、台湾で施行されなかつた戸籍制度を詳しく調査したばかりでなく、さらに日本の民法と比較を行なつた。台湾私法の中では台湾の家長と日本の戸主はいずれも対外的に一家を代表し、対内的には家族を統率するが、ただ両者の資格は異なるとみている。台湾の家長は最も目上の人であり、日本の戸主は家督相続（嫡長子、漢人の宗子に相当）をする人である。³⁹⁾

台湾には戸籍登記の慣習がなかつたのではあるが、総督府は治安上の必要に基づいて、直ちに戸口調査を行ない、一九〇六年に戸口規則を実施した。この戸口制度は戸口行政と警察の治安の必要から作られたので、台湾人の家族関係の民事上の効果とは関わらなかつた。よつて総督府の法院は判決の中で戸口の登記は台湾人の家族関係に対して絶対的効力はもたないと再三指摘した。⁴⁰⁾

戸口制度の絶対的効力を否定したとはいへ、しかし内地と台湾の通婚問題が浮上するにともない、戸口制度の戸籍法化の呼び声が常に生じた。しかし一九二〇年代初期の法制の内化は最終的に家族法を排除し、戸籍制度の台湾での実施は

延期させられた。一九三三年に至ってようやく暫時戸口登記簿を戸籍簿とすることを決定したのである。¹⁴⁾

しかし戸籍規則の実施の、その最も主要な作用は内地と台湾の婚姻・養子関係の法的効果の取得にある。台湾人との間の家族関係に対しては、なお登記を要件としないことを維持したのである。

身分行為が上戸口の登記を要件としなかったが、戸口制度はやはり台湾人の分家の慣習に重大な影響を与えた。台湾人の慣習中の分家は、判断の基準は分産と竈の分離であり、即ち家産分割・分家である。総督府法院は台湾人の分家するか否かの判断に対して、主として家産を相続できるかどうかで判断した。早い時期の判決は分家できるかどうかの判断基準は、即ち同居共財であるかどうかであった。しかし台湾戸口規則の実施の後、総督府法院はまず分家であるかどうかの判断をするのは別居かどうかであり、そのうえで別居後に独立経営であるかどうかで分家であるかどうかの基準となった。最終的には直接に分戸かどうかを分家かどうかの基準とした。日本統治の末期に至りさらに戸主・家族の相続が家産・私的財産の相続概念に取って代わり、さらに台湾人の家族の旧慣概念は日本の民法に近づいた。¹⁵⁾ 台湾人の観念の中の家の解消或

いは宗の存続は、社会或いは宗教上の意義をもつにすぎず、法律上の意味はもたなかったのである。

四 結び

日本統治期の台湾人の間に適用される民商法制は、初期の旧慣の依用から、後期の内地の民商法による、に改められたが、家族法制の部分は最後まで旧慣の原則を維持した（一九二三年の後も慣習によるとした）。この台湾人の家族の旧慣の内容は、総督府の法院と旧慣調査会の発見と再解釈を経ており、その内容に従って言えば、宗族の家から戸主の家への改変の過程といえる。しかしついに完成はしなかったのである。

この宗族の家から戸主の家への改変は、植民地統治の過程の中の土地行政と戸口行政にも関係している。土地行政中の個人の権利の原則は、同時にまた家産の権利主体の認定の原則でもあった。この外、このような個人主義の原則は親子・婚姻・養子等の身分行為上にも影響した。戸口行政中の戸主の概念は、徐々に家族の旧慣中の家長の概念に取って代わり、分戸と分家の概念は徐々に同一視された。この外、各種の身分関係は登記で効力を生ずるものとしなかったとはいえ、

その証拠力は徐々に強化された。換言すれば、台湾人の家族の旧慣は形式上も徐々に明治の家族法に接近した。

日本の明治の家族法はヨーロッパ大陸の個人主義的家族法を継受すると同時に、また固有の家制度を残したので、市民法と戸主の法の二重構造をもつことになった。日本統治期の台湾人の家族の旧慣は、中国の宗族の法の影響のある台湾人の家族の慣習の上に、明治の家族法の影響を受けて、一種の多重構造の家族の旧慣を形成したのである。

この多重構造の家族の旧慣制度は決して安定した構造状態にあつたわけではなく、日本統治期全体では、台湾人の家族の旧慣は宗族と家族の並存する宗法の家から、日本型の戸主の家へと改変されたと言える。しかし完成の前に、日本の敗戦によつて終了し、これに代わつたのが中華民国政府のもたらした民法体制であつた。この民法体制の下の家族法制は、やはり宗族の法を排除し、あわせて継続して個人主義の原則を貫徹した。ところが家制度については、形式上その法的地位を保つだけで、実際の意味は具えておらず、個人主義の原則が次第に台湾人の家族法制の基本原則となつたのである。

注

(1) 地域について言えば、六三体制を通して台湾どつた特別の統治措置と法律である。種族について言えば、同じく台湾にいるが、内地人、台湾人或いは高山族原住民で異なるので、異なる法律を適用する。そのうち内地人は日本の民法により、台湾人は各々民法或いは旧慣を適用した。しかし両者はいずれも法律統治の範囲にあつた。原住民については、日本統治時期は熟蕃と生蕃に分け、前者は普通行政と法律統治の下に置かれ、後者は行政支配を採るものの、法律統治は実施しなかつた。よつて原住民が日本統治時期に接触した法治原則は非常に限られたものであつた。日本統治時期の台湾法制に関する基本議論については、参照、王泰升、『台湾法律史概論』元照、二〇一二年。

(2) 本稿の中で台湾人と称するのは、日本統治時期には法律上本島人と称したもので、その中に含まれるのは一八九五年五月八日より前に台湾に席を置いた漢人と、熟蕃と認められた原住民である。よつてこの概念は現在称する台湾人とは異なる。

(3) 参照、山田示元「国法上旧慣の地位」、『台法月報』第九卷第八号、一九一五年八月、二三—四二頁。三好一八「台湾に於ける旧慣の国法上の地位」、『台法月報』第一〇卷第四号、一九一六年四月、三一—四三頁。

(4) その法的根拠は、一八九八年に総督府が六三法に基づいて制定した律令第八号、一九〇九年の律令第八号である。一九三三年の後には法三号に基づいて制定した勅令第四〇七号である。

- (5) 上記ではおそらく清の統治時期に法或いは法律が存在したのかという問題がある。法律史研究について言えば、法と成文法は異なるので、そのため近代以前の社会も同様に法は存在する。例えば滋賀秀三の中国家族法の原理に関する研究は、即ち伝統中国に家族法が存在すると認める前提で進められた研究である。参照、滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年。また例えば穂積重遠はその親族法講義の中でも日本の古代はすでに親族法が存在すると強調しているが、ただ親族法と成文法の意味が異なる。参照、穂積重遠『親族法』七頁、『現代法学全集』第二十巻所収、日本評論社、一七九頁。しかし日本統治時期の官の立場はこれらの清の統治時期の官の規範はすでに効力を失っており、このため民間の慣習は旧時の慣行と同じである、即ち旧慣であると考えた。本稿の重点は日本の統治時期の総督府が旧慣の名で台湾人の家族制度に対して変更を加えたことにあるので、このため文字での表現上は、歴史現場の総督府と旧慣調査会等の立場からの説明で、かなりその立場と態度を明らかにできる。しかしこのことは筆者が清の統治時期の台湾社会は法規範が存在しないと考えていることを代表するものではない。
- (6) 参照、前掲注(5) 滋賀秀三著。
- (7) 参照、鄭振滿『明清福建家族組織及其變遷』北京、中国人民大学、二〇〇九年。
- (8) 参照、陳其南『臺灣的傳統中國社會』允晨、一九八七年。
- (9) 一九〇五年に総督府の行なった戸口調査によれば、台湾島の住民の中で、約三〇〇万の福建・広東籍の漢人の外、その他数万人の平地原住民(熟蕃)及び十余万の高山族原住民(清の統治時期の生蕃)がいた。これらの原住民は言うまでもなく言語、生活、文化等の面で、いずれも漢人とはかなり異なっている。この種族上の複雑性のために、総督府は多元的な統治政策をとらざるをえなくなった。参照注(1)。
- (10) 参照、臨時台湾旧慣調査會『台湾私法』第二冊下、台北、南天覆刻、一九九五年(一九二一年)一八三頁。
- (11) 清の統治時期の法と裁判の問題に関しては、参照、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』創文社、一九八四年。
- (12) 家族秩序の刑罰規定に対する影響に関しては、参照、瞿同祖『中國法律與中國社會』里仁、一九八四年。
- (13) 参照、前掲注(10)『台湾私法』第二冊下、二六六、二六八頁。
- (14) 律例中妾を娶るに對して制限する規定は、年四十にて子なしとすべきである。しかし民間の慣習は跡を継ぐ息子があるかなしか、年が四十になっているかにかかわらず、ただ資力が許すかどうかで、おそらく妾を娶るのである。
- (15) 過房子の問題に関しては、参照、前掲注(10)『台湾私法』第二冊下、四六一、四六八頁。
- (16) 台湾私法中ではこのような婚姻関係を変例婚をなすと称す。参照、前掲注(10)『台湾私法』第二冊下、三八九、四一二頁。

- (17) また立嗣となすと称す。漢人社会中の宗祧断絶を避けるために生まれた制度の議論に関しては、参照、前掲注(5) 滋賀秀三著第三章。
- (18) 参照、前掲注(10) 『台湾私法』第二冊下、五二七—五二九頁。
- (19) 台湾漢人社会中の家と房の関係について、参照、前掲注(8) 陳其南著。
- (20) 刑律訴訟子孫違反教令条は次のように言う。即ち、凡そ子孫祖父母父母の教令に違反し、奉養に缺くるところあるは、杖一百。
- (21) 参照、前掲注(10) 『台湾私法』第二冊下、二二四—二二四頁。
- (22) 家族と宗族の発展過程と兩者の間関係について、参照、前掲注(7) 鄭振滿著。
- (23) 例えば淡新檔案の事例。
- (24) 参照、臨時台湾旧慣調査会『法案審査会第二回會議議事録』台北、著者、一九二一年、五九六—六〇〇頁。
- (25) 参照、一九二二年勅令第四〇七号第十五条。
- (26) 参照、曾文亮「全新的『旧慣』 總督府法院對台灣人家族習慣的改造(一八九八—一九四三)」、『臺灣史研究』第一七卷第一号、二〇一〇年三月、一五八—一六〇頁。
- (27) 例えば仁井田陞と滋賀秀三以来の伝統中国の家庭制度に関する研究。
- (28) 家庭の対外関係に至っては、近代の土地所有権関係に近づく必要があるとしても、しかし兩者には依然として違いがある。即ち一田両主の中に反映される実質支配力の問題と、所有権の觀念性によって実質支配であるかどうかには及ばないという違いである。
- (29) 参照、前掲注(10) 『台湾私法』第二冊下、五四九—五六〇頁。
- (30) 参照、前掲注(26) 曾文亮論文、一三五頁。
- (31) 参照、前掲注(26) 曾文亮論文、一三五頁。
- (32) 台湾社会は一九二〇年代以後に至ってからかなり多くの両性の平等という要求が現われた。
- (33) 参照、前掲注(26) 曾文亮論文、一三四—一三五頁。
- (34) 参照、『淡新檔案』二二六—二四四案。
- (35) もしこの寡婦が戸主であるなら、總督府法院はまたおそらく戸主権に基づいて寡婦に有利な判決をしたであろう。詳しくは後述。
- (36) 参照、前掲注(26) 曾文亮論文、一三七—一三九頁。
- (37) 参照、前掲注(26) 曾文亮論文、一四八—一五〇頁。
- (38) 一つの明らかな違いは、台湾人の戸主の死後は家庭繼承の効果が生じ、諸子が家産を均分する。しかし日本の戸主の死亡の後には家督相続の効果が生ずる。台湾人の家族旧慣中の戸主権概念の導入に関しては、参照、前掲注(26) 曾文亮論文、一四六—一四七頁。

(39) 参照、前掲注(10)『台湾私法』第二冊下、一九三一九四頁。

は松田が整えた。なお「」は松田による補注である。

(40) 例えば、一九〇四一九〇五年の間の『台湾慣習記事』中には、この面での判例が三つ収録されている。参照、前掲注(26)曾文亮論文、一三四頁。

(41) 参照、栗原純「日本植民地時代台湾における戸籍制度の成立―戸口規則の戸籍制度への転用について」(台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所二〇〇四年)二六七―三三七頁。

(42) 参照、前掲注(26)曾文亮論文、一四五―一四七頁。

(43) 参照、前掲注(26)曾文亮論文、一五五―一六一頁。

補記

二〇一三年二月七日、名城大学アジア研究センター・谷口プロジェクトの一環として「慣習と『近代』」研究会が開催され、次の二つの研究報告がなされた。台湾・中央研究院台湾史研究所助研究員・曾文亮氏による「日本統治期台湾人の家族の旧慣―宗法の家から多重構造的戸主の家へ」と、高岡法科大学准教授・上地一郎氏による「明治期沖繩の村落慣習法と土地制度」である。

本稿は曾文亮報告の報告原稿を訳出したものである。当日は通訳を前半部分(一章、二章)を名城大学法学研究科博士課程を修了した楊遠寧君が担当し、後半部分(三章、四章)を松田が担当した。本稿の一章、二章は楊遠寧、三章、四章は松田の翻訳であり、全体的な体裁